平成27年度発注者支援業務等説明会 質問に対する回答について

説明会当日の質問内容と質問に対する回答を掲載しています。

番号	号	質問	回答	備	考
1		説明資料47ページ 企業と配置予定管理技術者の直接的雇用について、担 当技術者についても直接的雇用関係が適用されるのか。	直接的雇用関係については、配置予定管理技術者に対する要件として記載しているので、配置予定担当技術者には適用されません。		
2		説明資料13ページ 資格要件の緩和について、担当技術者の資格の有無で 技術評価が変わるのか。	配置予定担当技術者の評価は資格ではなく、同種又は 類似業務の実績により行います。 これは競争参加資格確認申請書に記載された全ての 担当技術者を対象に同種又は類似業務の実績の有無で 評価します。 なお、評価する際の判断基準は、入札説明書の「総合 評価の評価項目」に記載しております。	説明資料	56ページ
3		説明資料19ページ 発注形態のロット数について、例えば、工事監督支援業 務で1年間の業務量が10件/人、20件/人 等で各事務 所で異なるが、業務量に関するルールはあるのか。ま た、業務1件あたりの金額で目安はあるのか。	工事監督支援業務の発注ロットは、個々の事務所において、工事予定件数、工事予定額などに応じて設定しています。 また、「工事監督支援業務の必要員数」の計算方法については、設計業務等標準積算基準書(参考資料)く近畿整備局運用>に記載しており、近畿地方整備局の契約情報コーナーで閲覧に供しています。		
4		説明資料56ページ 配置予定担当技術者の実績を評価の2つ目に業務成績 を減点するとあるが、何点減点するのか。	入札説明書には、「業務成績評定を減ずる等の措置を 行う。」と記載しており、点数まで記載しておりません。減 ずる具体的な点数は、平成23年3月28日付国官技第3 61号「委託業務等成績評定要領の運用について」に基 づき判断することになります。		